

「人を対象とする生命科学・医学系研究についての情報公開文書」

研究課題名：中小規模病院の退院支援における病棟看護師の感じる困難と課題

・はじめに

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このような状況の中、2025 年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築が推進されています。患者が安心・納得して早期に退院し、住み慣れた地域で療養生活を継続できるための支援を構築するため、2016 年の診療報酬改定では退院支援加算が新設されました。このことにより、退院支援看護に関して、150 床以上の一般病床を持つ病院の 67.1%が退院調整部署を設置するなど、退院支援の重要性は高まっています。一方で、2000 年の医療費適正化政策によって在院日数が短くなった現在の医療現場では、日々の業務に追われる中での退院支援の実践は困難を抱えています。

日本の病院数における中小規模病院の割合は令和元年時点で 82.5%と大多数を占めており、地域医療の中心を担っています。また、中小規模病院は人々の暮らしが行われる場にあることから、大規模病院と比較して、常に生活を視野に入れた看護が必要になります。すなわち、中小規模病院における退院支援の必要性は高いと考えられます。しかし、中小規模病院は看護職員の離職率が高く、新卒看護職員の入職も少ないことから人員不足の現状にあり、業務が多忙だと考えられます。また、病院で勤務する看護師は在宅看護の経験が少ないため、退院後の患者の在宅療養生活に対するイメージが難しいという問題があります。そこで、中小規模病院の病棟看護師は患者が病院から生活の場に戻っていく退院支援の過程においてどのような困難を抱いているのかを明らかにすることは、退院支援における課題を解決する上で重要と考えます。

退院支援に関する困難は、がん患者や精神疾患患者、NICU で療養する患児の退院支援といった事例における退院支援に関する困難や、退院調整看護師の実践上の困難を明らかにしています。また、病棟看護師においては、質問紙用紙を用いて退院支援の困難要因を明らかにした研究が多く存在します。しかし、病棟看護師が退院支援に関して具体的にどのような困難を抱いているかを明らかにした質的研究は無く、更に中小規模病院に焦点を当てた研究はありません。

そこで、本研究の目的は、地域医療の中心を担う中小規模病院の病棟看護師が退院支援の実践で抱く困難を明らかにすることで、退院支援に伴う看護師の課題を検討することを目的とします。

こうした研究を行う際には、血液、組織、細胞など人のからだの一部で、研究に用いられるもの（「試料」といいます）や診断や治療の経過中に記録された病名、投薬内容、検査結果など人の健康に関する情報（「情報」といいます）を用います。ここでは、既に保管されているこうした情報の利用についてご説明します。

・研究に用いる試料や情報の利用目的と利用方法（他機関に提供する場合にはその方法を含みます）について

群馬大学大学院保健学研究科において 2018 年 4 月から 2021 年 3 月までの間に行われた「中小規模病院の看護師への退院支援に対する教育プログラム開発とその効果の検討（HS2017-279）」において実施された、教育プログラム介入前の段階で、研究責任者（恩幣）が行ったインタビューガイドを使用した半構造化面接の逐語録のデータを利用し退院支援の困難について明らかにします。利用するデータは、アセスメントや看護計画の立案・実施・評価という看護過程を踏まえて実施した退院支援の実践に対する思いや考え、また、実践上の困難についてです。その結果から、中小規模病院の病棟看護師が抱える退院支援の課題について検討します。

・研究の対象となられる方

群馬大学大学院保健学研究科において 2018 年 4 月から 2021 年 3 月までの間に行われた「中小規模病院の看護師への退院支援に対する教育プログラム開発とその効果の検討（HS2017-279）」において実施された、教育プログラム介入前の段階で、研究責任者（恩幣）が行ったインタビューガイドを使用した半構造化面接に参加した一般病棟、療養病棟、回復期病棟の看護師 9 名を対象と致します。半構造化面接の内容は、アセスメントや看護計画の立案・実施・評価という看護過程を踏まえて実施した退院支援の実践に対する思いや考え、また、実践上の困難についてでした。

この研究は、すでに匿名化された情報を使用するため、研究対象者の方や代諾者の方が、対象者となることを希望されない場合に、当該研究対象者の方に係る情報を特定し、研究対象から除外することが困難な状況です。そのため、対象者となることを希望されない場合の申し出を受け付けることはできません。

・研究期間

研究を行う期間は学部等の長の承認日より 2024 年 3 月 31 日までです。

・研究に用いる試料・情報の項目

群馬大学大学院保健学研究科において 2018 年 4 月から 2021 年 3 月までの間に行われた「中小規模病院の看護師への退院支援に対する教育プログラム開発とその効果の検討 (HS2017-279)」において実施された、教育プログラム介入前の段階で、研究責任者(恩幣)が行ったインタビューガイドを使用した半構造化面接において、IC レコーダーで収集した面接内容を文字情報である逐語録としたデータを、分析のための情報として使用します。使用するデータは、アセスメントや看護計画の立案・実施・評価という看護過程を踏まえて実施した退院支援の実践に対する思いや考え、また、実践上の困難についてです。

・予想される不利益(負担・リスク)及び利益

本研究により研究対象者の方が直接受けることができる利益および不利益(負担・リスク)はありませんが、将来研究成果は、中小規模病院における退院支援の改善や発展に貢献できる可能性があると考えています。また、研究対象者の方への謝礼はありません。

・個人情報の管理について

この研究で使用する、逐語録には、匿名化のために調査番号が記入されており、識別に関しては、研究責任者(恩幣)が匿名化を実施しているため、個人の特定ができないようになっています。また、個人の情報が漏れないように、群馬大学大学院保健学研究科においては、施錠できる場所に保管し、電子媒体の暗号化などの厳格な対策を取り、第三者が個人情報を閲覧することができないようにしています。

また、この研究の実施過程およびその結果の公表(論文や学会等)の際には、研究対象者さんを特定できる情報は含まれません。

・試料・情報の保管及び廃棄

この研究に用いる情報は、個人の情報が漏れないように、以下の研究責任者(恩幣)の研究室の施錠できる場所に保管します。電子媒体については、USB でデータを扱う際は、パスワードロックをかけて使用します。また、資料と情報は、研究終了後 10 年間保管し、保管期間終了後は、紙面のものは粉碎処理し、電子媒体に保存した物は全て削除し、消去致します。

研究責任者 群馬大学大学院保健学研究科 准教授 恩幣宏美

・研究成果の帰属について

この研究により得られた結果については、論文あるいは学会で発表します。

また、この研究により得られた結果が、特許権等の知的財産を生み出す可能性があります。その場合でも、特許権等は研究者もしくは所属する研究機関に帰属することになり、あなたにこの権利が生じることはありません。

・研究資金について

この研究は、特定の企業からの資金提供を受けておらず、特定の企業の利益を優先させて研究の公正さを損なうことはありません。また、この研究に関する資金は大学の運営交付金という資金で賄われます。

・利益相反に関する事項について

研究グループが公的資金以外に製薬企業などからの資金提供を受けている場合に、臨床研究が企業の利益のために行われているのではないかと、あるいは臨床研究の結果の公表が公正に行われないのではないかと（企業に有利な結果しか公表されないのではないかと）などといった疑問が生じることがあります。これを利益相反（患者さんの利益と研究グループや製薬企業などの利益が相反している状態）と呼びます。この研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、この研究過程を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告などを行うことにより、この研究の利害関係について公正性を保ちます。

・「群馬大学 人を対象とする医学系研究倫理審査委員会」について

この研究を実施することの妥当性や方法については、多くの専門家によって十分検討されています。群馬大学では人を対象とする医学系研究倫理審査委員会を設置しており、この委員会において科学的、倫理的に問題ないかどうかについて審査し、承認を受けています。

・研究組織について

この研究は、群馬大学大学院保健学研究科看護学講座基礎看護学が主体となり行われます。

この研究を担当する研究責任者、研究分担者は以下のとおりです。

研究責任者

所属・職名：群馬大学大学院保健学研究科 准教授

氏名：恩幣宏美

連絡先：〒371-8514 群馬県前橋市昭和町 3-39-22

研究分担者

所属・職名：群馬大学医学部保健学科 学部生

氏名：浅倉舞

連絡先：〒371-8514 群馬県前橋市昭和町 3-39-22

・ 研究対象者の権利に関して情報が欲しい場合あるいは健康被害が生じたときに連絡をとるべき相談窓口について

研究対象者がこの研究および研究対象者の権利に関してさらに情報が欲しい場合、または研究対象者に健康被害が発生した場合に、研究対象者が連絡をとる担当者は下記のとおりです。何かお聞きになりたいことがありましたら、どうぞ遠慮なくいつでもご連絡ください。

【問合せ・苦情等の相談窓口（連絡先）】

所属・職名：群馬大学大学院保健学研究科 准教授

氏名： 恩幣 宏美

連絡先：〒371—8514

群馬県前橋市昭和町 3 - 39 - 22

Tel：027 - 220 - 8038

E-mail:sanaki@gunma-u.ac.jp

担当：恩幣 宏美

上記の窓口では、問合せ・苦情等の他、次の事柄について受け付けています。

- (1) 研究計画書および研究の方法に関する資料の閲覧（又は入手）ならびにその方法 他の研究対象者の個人情報および知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られます。
- (2) 研究対象者の個人情報についての開示およびその手続（手数料の額も含まれます。）
- (3) 研究対象者の個人情報の開示、訂正等、利用停止等について、請求に応じられない場合にはその理由の説明
- (4) 研究対象者から提供された試料・情報の利用に関する通知
試料・情報の利用目的および利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）
利用し、または提供する試料・情報の項目
利用する者の範囲
試料・情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
研究対象者またはその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別され

る試料・情報の利用または他の研究機関への提供を停止すること、およびその求めを受け付ける方法